(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第 1項(同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。)又は同令第167条 の10の2第2項の規定に基づき、入札により建設工事の請負の契約を締結しようと する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者 (総合評価方式を適用する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をも って申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをも って申込みをした者。以下「最低価格入札者等」という。)の当該申込みに係る価 格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあ るかどうかについての調査(以下「低入札価格調査」という。)の実施に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において使用する用語は、胎内市財務規則(平成 17 年規則第 48 号)において使用する用語の例による。
- 2 この告示において、「総合評価方式」とは、工事の品質確保を目的として、価格 に加えて入札参加資格者の技術力を総合的に評価して落札者を決定する方式をい う。

(対象工事)

- 第3条 この告示の対象となる建設工事は、次に掲げる建設工事(以下「適用工事」という。)とする。
 - (1) 総合評価方式を適用する建設工事
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する建設工事

(調査基準価格)

第4条 予算執行職員は、適用工事において、予定価格決定の際、低入札価格調査の ための基準価格(以下「調査基準価格」という。)を併せて決定し、予定価格書に 当該調査基準価格を記載するものとする。

(調査基準価格の算定方法)

第 5 条 調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に 100 分の 90 を乗じて得た額(当該額に 1,000 円未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てた額)に 100 分の 108 を乗じる方法により算定するものとする。

(入札参加者への周知)

- 第6条 適用工事の入札を行うときは、入札公告等に次に掲げる事項を記載し、入札 参加者へ周知するものとする。
 - (1) 調査基準価格を設けていること。
 - (2) 調査基準価格に達しない入札があった場合は、落札者の決定を保留し、後日落札者を決定した上、その内容を入札参加者に対して通知すること。
 - (3) 調査基準価格に達しない価格(以下「低入札価格」という。)をもって申込みをした者は、最低価格入札者等であっても落札者とならない場合があること。 (入札の執行)
- 第7条 入札執行職員は、開札した場合において、低入札価格をもって申込みをした者があるときは、入札参加者に対して落札者の決定を保留する旨を宣言し、かつ、後日落札者を決定した上、その内容を入札参加者に対して通知することを告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施等)

- 第8条 入札執行職員は、前条の規定により入札を終了したときは、直ちに当該低入 札価格をもって申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行 がされないおそれが認められるかどうかについて、財政課契約検査係長及び当該 入札に係る事業の主管係長(以下「調査員」という。)に調査を行わせるものとす る。
- 2 調査員は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを 具体的に判断するため、次に掲げる項目について、当該申込みを行った者から事情 聴取等により調査を行い、低入札価格調査結果調書(以下「結果調書」という。) を作成するものとする。
 - (1) 当該価格で申込みをした理由
 - (2) 工事費内訳書 (明細書)
 - (3) 手持工事の状況

- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先一覧
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労務者の確保計画
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) 第1次下請の予定業者及び予定下請金額
- 3 調査員は、前項の調査をもとに、次の各号のいずれかに該当するかどうかを調査し、その結果を結果調書に記載するものとする。
 - (1) 工事費内訳書の直接工事費が市の算定した直接工事費の設計金額の95パーセント未満の場合
 - (2) 工事費内訳書の共通仮設費が市の算定した共通仮設費の設計金額の 90 パーセント未満の場合
 - (3) 工事費内訳書の現場管理費が市の算定した現場管理費の設計金額の 80 パーセント未満の場合
 - (4) 工事費内訳書の一般管理費が市の算定した一般管理費の設計金額の 30 パーセント未満の場合
- 4 調査員は、前項各号のいずれかに該当する場合にあってはその後の調査を行わ ないものとし、該当しない場合にあっては次に掲げる項目についていずれかを満 たさないかどうかを調査し、その結果を結果調書に記載するものとする。
 - (1) 数量は、設計書に計上された設計数量を満たしていること。
 - (2) 材料及び製品は、仕様書に適合した品質及び規格であること。
 - (3) 労務費は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき定められた新潟県 最低賃金を下回っていないこと。
 - (4) 材料の単価は、算出根拠が明確であり、かつ、適正な取引価格に基づくものであること。
 - (5) 下請等の見積額の計上が適切であり、かつ、工事費内訳書にも適正に反映されていること。

- (6) 建設廃棄物は、適正な処理費用が計上されていること。
- 5 入札執行職員は、特に必要があると認めるときは、第3項各号の基準を別に定めることができる。

(委員会の設置及び調査結果の報告)

- 第9条 前条の調査結果について審査を行うため、胎内市契約審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、副市長、総務課長、財政課長及び当該入札に係る事業の主管課長をもって構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務課長が職務を代理する。
- 6 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。
- 7 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すると ころによる。
- 9 委員長は、緊急を要し、会議を開く時間的余裕がないときは、委員に回議してこれに代えることができる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を委員会に出席させ、当該工事の内容等について説明を求めることができる。
- 11 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(委員会の審査)

- 第 10 条 調査員は、第8条第2項の結果調書を委員会に提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定により提出された結果調書について、必要な審査を行うものとする。
- 3 委員会は、第8条第3項各号のいずれかに該当した旨の調査結果が提出された場合は、その申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとみなし、当該申込みをした者を失格とする。

- 4 委員会は、第8条第4項各号のいずれかを満たしていない旨の調査結果が提出 された場合は、その申込みをした者により当該入札に係る契約の内容に適合した 履行がされないおそれがあると認められるものとみなし、当該申込みをした者を 失格とする。
- 5 委員会は、前3項の規定により審査した内容を入札執行職員に報告するものと する。

(落札者の決定)

- 第 11 条 入札執行職員は、前条第 5 項の報告に基づき、最低価格入札者等の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者等を落札者とするものとする。
- 2 入札執行職員は、最低価格入札者等を落札者としない場合は、予定価格の制限の 範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みを した者(総合評価方式を適用する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格 をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利な ものをもって申込みをした者。以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。
- 3 前項の場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合に は、当該次順位者について、第8条から第10条までの規定を準用する。

(落札の通知)

- 第12条 前条第1項の規定により最低価格入札者等を落札者と決定したときは、最低価格入札者等に対して、その旨の通知をするとともに、その他の入札者参加者に対しては最低価格入札者等が落札者となった旨を通知するものとする。
- 2 前条第2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者等に対しては落札者としない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札参加者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(報告等)

第13条 入札執行職員は、低入札価格調査を行ったときは、落札者の決定後、速やかに当該入札に係る調書を作成し、市長に報告するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後入札公告を行う建設工事について適用し、 同日前入札公告を行う建設工事については、なお従前の例による。